

27 東京都生活協同組合連合会

| 行動計画記載の内容等  |
|---|
| 新たに策定した生協の第二次行動計画に基づき、都の行動計画記載内容の一層の推進に取り組む。  |
| <p><b>1 男女平等参画についての理解を広げ、推進体制を確立する。</b></p> <p>(1)各会員生協の理事会での理解を広げる。<br/>(2)各会員生協のトップの理解とリーダーシップを高める。<br/>・具体的な行動計画作りの情報収集と提供<br/>・情報交換の場の設定</p>  |
| <p><b>2 各会員生協の職場での男女平等参画を促進する。</b></p> <p>(1)基盤整備を図る。<br/>・人事配置等やセクシュアル・ハラスメントに関する状況把握、職員教育の推進に向けた情報交換の場の設定、ツール等の紹介・普及<br/>(2)男女職員の能力発揮促進<br/>・女性職員のリーダーシップ研修等の紹介<br/>・ポジティブアクションに関する取組み事例の情報収集と普及<br/>・パートや嘱託の位置づけや処遇に関する情報収集と広報<br/>(3)男女平等参画型の職員組織づくり<br/>・男女の育児・介護休業取得の推進・評価と事例の収集や広報<br/>・賃金格差の是正に関する取組みの情報収集・提供</p> |
| <p><b>3 組合員活動において男女平等参画を推進する。</b></p> <p>(1)男女平等参画の視点を大切にした、自主的・自発的組合員活動の推進<br/>・交流とネットワークづくりの促進<br/>・ジェンダー問題理解のための資料の普及、研修会の開催<br/>(2)男性の活動参加の促進<br/>・男性の総代、委員増加事例の収集と情報提供<br/>・多様な企画への男性参加実態の把握・情報提供<br/>・父親・家庭を視野に入れた子育て支援活動の事例収集・情報提供</p>   |
| <p><b>4 男女平等参画社会をめざし、社会的行動を進める。</b></p> <p>(1)社会システムの学習と論議の促進<br/>・税、社会保障に関する学習資料の普及と交流の場の設定<br/>(2)地方自治体への関与<br/>・自治体の取組みについての情報収集と情報提供<br/>・男女平等参画に関わる審議会等への参加と協力<br/>・他団体との連携・協力の促進</p>  |
| <p><b>5 広報・啓発活動（*追加項目）</b></p> <p>(1)会員生協への広報・啓発活動<br/>(2)男女平等参画推進に取り組む企業、他団体や行政に向け、東京の生活協同組合の取り組みを広報し、協働の足場をつくる。</p>   |

| 17 年度の具体的取組内容  | 実 績  |
|--|--|
| <p><b>1 男女平等参画についての理解を広げ、推進体制を確立する。</b></p> <p>(1)日本生協連及び日生協連中央地連とともに定期的に理事会宛に情報を発信し、男女平等参画を共有化する。</p> <p>(2)03年に策定したアクションプログラムに基づき、さらに課題を推進する。</p>  | <p>男女平等参画推進委員会を6回開催し、推進プロジェクトとの合同会議を3回開催、アクションプログラム推進のため情報を交換、交流し、東京都生協連理事会に報告、課題を共有化した。また日本生協連中央地連の男女共同参画懇談会に参加し、情報を交換した。</p> <p>また、05年11月5日、「東京の生協ここまで進んだアクションプラン ざっくばらんとーく」を開催、パネルディスカッションを行い、普及啓発活動に取り組んだ。</p> |
| <p><b>2 各会員生協の職場での男女平等参画を促進する。</b></p> <p>(1)会員生協、特に地域生協において設置された男女平等参画推進部署との連携を深め、継続して「男女平等参画プロジェクト」の場での情報交換を行う。</p> <p>(2)総務・人事部門の責任者で構成するプロジェクトにおいて情報を交換し、当会の会報、ホームページなどで情報を提供する。</p> <p>(3)会員生協により積極的に取り組まれている各休業制度について情報を交換、発信する。生協においては男女同一賃金であることを積極的に社会にアピールする。</p> <p>05年度は生協職員における男女平等参画推進のための意識調査を実施する。</p> | <p>4 地域生協に男女平等参画を担当する専門部署が設置され、委員会やプロジェクト会議の場で情報を交換した。</p> <p>生協職員の意識調査は、03年度に実施した実態調査と重複することもあり、05年度は実施しないこととした。</p>  |
| <p><b>3 組合員活動において男女平等参画を推進する。</b></p> <p>(1)04年に実施した「組合員意識調査」の結果をもとに、「男女平等推進委員会」において課題を推進する。</p> <p>(2)行動計画に基づき課題の推進をはかる。</p>  | <p>会員生協においてそれぞれ取り組まれた。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p><b>4 男女平等参画社会をめざし、社会的行動を進める。</b></p> <p>(1)行動計画に基づき課題の推進をはかる。<br/>(2)行動計画に基づき課題の推進をはかる。</p>                 | <p>いずれも次年度の課題となった。</p>  |
| <p><b>5 広報・啓発活動(*追加項目)</b></p> <p>(1)継続して国や東京都、他団体、そして会員生協の取り組みをニュースなどの媒体を使って広報、啓発活動を推進する。<br/>(2)課題を推進する。</p> | <p>ニュースを発行したが、定期的な発行が今後の課題として残った。</p> <p>6月、国の男女共同参画週間及び東京都の男女雇用平等月間であることを視点に、東京の生協における男女平等参画の普及・啓発を目的にポスターを製作、会員生協の事業所に掲示した。</p> |